

一般質問



高田 茂 議員

質問1 道道大野上磯線歩道整備の早急な事業実施要望が必要では
事業実施者の北海道に今後も
粘り強く要望してまいりたい

市長

問 第2次北斗市総合計画によると、生活道路の整備計画では、交通量の変化などに対応した歩行者の安全確保のための歩道整備が求められているところです。道道大野上磯線は現在、拡幅事業が進められていますが、本町の横山石油株のT字路交差点から北側は未整備です。既に都市計画決定がされており、速やかに拡幅整備を実施すべき道路であると察します。

また、地域から強い要望があり、早急に事業が進捗されるように北海道に対して要望する必要があると思います。市長の考えをお伺いします。

答(市長) 現在、北海道が実施している都市計画道路「大野市街通」の街路整備については、今年度中に意富比神社付近の110mを実施し、事業認可を受けている区間が全て完了する予定と伺っています。横山石油株前の交差点から北側の国道227号交差点までの区間については、整備中の南側部分と合わせて「大野市街通」

として昭和50年9月に都市計画決定を受けています。

未整備区間の歩道幅は狭く、冬期間には堆雪により歩行者や運転者が不安を感じながら通行していること、また、歩道整備について地域からの強い要望があることは十分認識しています。

市としても地域の安全・安心な暮らしを守るため、早期の事業着手を望んでいるところであり、これまで、渡島総合開発期成会や社会資本整備推進会議などを通じて、事業実施者である北海道に対し、整備要望を続けてきた状況ですが、今後も各種機会を通じて粘り強く要望してまいります。

問 都市計画決定から既に45年が過ぎているのに、なぜ工事が進まないのか伺います。

答(都市住宅課長) 令和4年度に向けた社会資本整備推進会議での北海道からの回答は、事業計画の内容、地元意見などを踏まえ、慎重に検討してまいりたいとのことでした。

北海道としても検討段階ということで、現地測量や概略設計などの整備に向けた実質的な動きはまだありません。

今の整備中の工区がある程度完了してから次の工区を考えたいと伺っています。



拡幅事業未整備区間の道道大野上磯線

質問2 特定空き家の課税特例措置について十分な調査が必要では
課税課で現地を確認し適切に判断をしている

課税課長

問 住宅用地は、その面積の広さによって小規模住宅用地とその他の住宅用地に分かれており、それぞれにおいて課税標準額の特例措置が適用されています。小規模住宅用地の課税標準額は価格の6分の1の額、その他の住宅用地の課税標準額は価格の3分の1の額で適正に課税されていると思います。

市長に次のことをお伺いします。特例措置を受けている土地の課税状況について。

答(市長) 住宅用地に対する課税標準の

特例措置を受けている土地の課税状況は、令和3年度固定資産税の当初賦課時点の状況で申し上げますと、小規模住宅用地は1万6千400筆、306万1千578㎡で、免税点以上となっている土地の課税標準額の合計に税率1.4%を乗じた税相当額は9千968万円となり、その他の住宅用地については1万1千167筆、207万7千493㎡で、免税点以上となっている土地の税相当額は7千869万5千円となっています。

なお、住宅用地の特例措置の適用に当たっては、住宅の新築・取り壊しの状況や土地の利用状況を的確に把握し、引き続き固定資産税の適正な課税に努めてまいります。

問 特定空き家が多くなっており、課税の特例措置を受けられる住宅用地としての機能が十分か調査が必要だと思いが考え方はどうか。

答(税務課長) 地方税法では、特定空き家に認定されても、その時点で特例措置をすべて外すのではなく、特定空き家として指導、勧告、命令、代執行と順次進んでいく中で、勧告がされた後には課税の特例措置を外すことと規定されています。

ただ、税務課としては、勧告までされない状態でも現地を確認し、住宅用地として機能していない時は、特例措置を外すなど適切に判断をしています。